

第5回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年11月10日(火)

午前9時00分～午前10時30分

2. 場 所 遠賀町役場 車庫棟2階

第6会議室

第5回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和2年11月10日(火) 午前9時00分～午前10時30分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘
委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝(欠席)
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 11月の農業相談委員

2番 高崎 洋介 委員

3番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第5条の規定による許可の変更申請について
(●●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●●)

③ 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

④ 農用地利用集積計画について

(2) 報告案件

① 農地改良届出について

(●●●●)

② 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	福島 智靖

開 会 9 時 0 0 分

議長 おはようございます。本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中6名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第5回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番高崎洋介委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第5条申請関係3件、農用地利用集積計画関係1件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長

では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局

はい。それでは議案書の1ページをお開きください。

付議案件①農地法第5条の規定による許可の変更申請についてでございます。

本案件は、平成29年8月総会において一度審議された5条申請について、許可を受けた計画に変更があったため、承認を求めるものです。

まず初めに今回の変更の経緯をご説明いたします。

先月の総会において、隣接地の転用申請があり、農業委員会の承認を経て県へ申請を提出したのですが、申請者が同じで、今回の変更申請地の完了報告が出ていないことが県の指摘で判明いたしました。それに加えて、現地は皆さんに先月見ていただいたところですが、現状が平成29年当時の転用計画と完成の形態が違う点も県より指摘がございました。●●●氏に確認を行ったところ、完了の報告を基本的には出していただくのですが、これが漏れていた。当時は一応計画通りに完成させており、現状については完成させた後に、経営している工場の事業の状況が変わったり、従業員の駐車場が必要になったりしたため、完了後にブロックを積んだりしたものであるとのことでした。

この経緯を県に説明したところ、やはり完了した当時の写真等が無ければ完了報告は受け付けられないということで、●●●氏に話をしたのですが、当時の写真は残っていないということで、県はそれならば完了報告は受け付けられない、先月の案件の分も許可できないということになりました。そのため計画の変更申請を行い、承認を得て改めて完了報告を提出といった流れにするようになり、今回の変更申請に至っております。それでは改めてご説明させていただきます。

譲受人が八幡西区の●●●●●氏、譲渡人が浅木にお住まいの●●●●●氏。転用目的は変更後になるのですが資材置場及び駐車場です。

申請地は3ページの字図にありますように、大字島津字塚ノ元526番1 地目は畑 面積は517㎡です。

先月の転用の箇所はその東側の5 1 7番1の一部、5 2 1番と
いったところでした。4ページが変更後の事業計画書、5ペー
ジが被害防除計画書、6ページが変更後の計画平面図、先月皆
さんに見ていただきました現状の計画図面です。8ページに変
更前の計画書を添付しています。

計画内容に変更がございます。当初申請時の計画は8ページの
中ほどに四角で囲ったところですが、隣接工場のところにまたがって
配置する計画となっておりました。先月現地を見ていただいた
通りまたがって配置しているのではなく、途中でブロックが設
置してあり、このように計画変更するという事です。従業員の
駐車場が必要となり、また、隣接工場の稼働に伴いそちらの
資材置場が必要ということで、この工場も●●●●●さんのも
のですが、隣接工場の資材置場を確保し、駐車場との間にブロ
ック塀を設置するという計画に変更を行っております。
今お伝えした内容を書いたものを9ページに顛末書という形
で付けております。

続きまして議案書の10ページをお開きください。

付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでござ
います。

借受人が北九州市若松区の●●●●氏、貸渡人が松の本にお住
まいの●●●●氏で、申請地が12ページの字図にありますよ
うに、松の本3丁目2416番2 地目が畑 面積が304㎡
です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低
層住居専用地域の第三種農地となっております。

申請目的は自己住宅の建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。
営農の支障については生産組合長さんより無条件承諾をい
ただいております。

13ページが現況平面図、14ページが土地利用計画図、15
ページが断面図、ほぼ現在の形状をそのまま使うといった図面
となっております。17ページが被害防除計画書で、排水は雨
水は水路放流で、汚水は公共下水道への接続となっております。

18ページが関係者説明に関する調査票となっております。

隣接する農地がございませんので、中段のところは空白になっ

ております。

今回は使用貸借ということで、借受人は●●さんの娘さん夫婦と聞いております。

続きまして議案書の19ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が水巻町にお住まいの●●●●氏、譲渡人が浅木にお住まいの●●●●氏で、申請地が21ページの字図にありますように、大字浅木字二反田548番2 地目が田 面積が278㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定ですが、本来ならば東側に農地が広がっておりますので第一種農地となるようなところですが、今回の申請地においては都市化が進んでいる地域ですので、第三種農地の要件の方に該当するということとなります。

申請目的は駐車場です。

北側隣接地、浅木548番3に住宅がありまして、そちらも同時に購入し自宅兼事務所とし、今回の申請地をその事務所の駐車場にするということで申請が出ております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。

22ページが現況平面図、23ページが土地利用計画図、24ページが事業計画書、25ページが被害防除計画書で、今回の申請人の●●氏が水巻町で自営業、リフォーム業をされていまして、そこから移ってくるということです。26ページが関係者説明に関する調査票となっておりまして、所有者の承諾を得ているということです。県等々の規定として所有者・耕作者どちらの承認を得るのかといったところですが、基本的には所有者ということになっておりまして、今回所有者しか書いていないのですが、耕作者が●●●氏ということで、以前にもこの近くでトラブルがあったということを知っておりまして、代理人の業者の方に確認したところ耕作者の方には所有者が言うておくということで、こちらには書いておりませんが、そういったトラブルを避けるために今後は所有者・耕作者両方に話をし

てもらおうかと事務局としては考えております。今回は所有者だけの承認ということで受け付けております。

●●●氏にはこの計画は伝えておりまして承認済みです。

また、この申請地につきましては今回は転用ということですが、実際は隣接住居の庭・駐車スペースとして長年使用されていたため、農地としての使い方は長年していないということで、転用が漏れていたという事です。本日お配りしています始末書を付けての申請となります。

このため後で実際に現地を見ていただきますが、申請地に関しては特に形に手は加えないということになっております。

続きまして付議案件ではございませんが、報告案件について先にご説明をいたします。28ページをお開きください。

報告案件①農地改良届についてでございます。

届出人は●●●●で、申請地が30ページの字図にありますように、大字別府字宮ノ前3188番1および3189番1の一部、地目が田、面積が合計で1,000㎡です。

農地区域が農業振興地域外、届出理由が畑地転換のためとなっています。

土地がより低く、隣が戸切川で度々冠水の被害を受けているため、盛土をして畑として利活用されたいということです。いずれは別の場所に設置しているハウスを移設予定ということです。

農地法の許可が不要な場合の面積が1,000㎡以下であることや、造成高が1m以下であることなど、6つの要件を満たしているため、許可ではなく届出ということで受け付けております。これを超えると県への許可申請、転用と同じような手続きを踏む必要がありますが、今回は届出ということになっております。

続きまして別紙をご覧ください。

報告案件②農地利用状況調査結果についてでございます。

8月の農業委員会総会で皆さんにお願いをしておりましたが、今年度の利用状況調査においてご指摘のありました農地について記載をしております。

なお、違反転用の疑いのある箇所や単に管理できておらず、雑

草が伸びている箇所は省略させていただいております。
まず指摘のあった農地についてですが、事務局においても10月26日に現地を一度確認し、その後に黄色判定の箇所は11月5日に米田委員と確認をしております。
その結果事務局としての判定をしておりますので、ご説明いたします。そして、赤判定の部分について現地調査を行い皆様のご意見をお伺いしたいと思っております。

【番号順に説明】

現地調査を行い、皆様のご意見をお聞きし、差支えなければ事務局判定を最終判定とし、赤色判定されました農地については非農地判断の対象農地として取り扱っていきます。

以上が現地調査を伴う案件です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 3 1 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 2 0 分

議長

再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
今回は以前審議した案件の計画の一部変更ということで、当時の事情を知る委員は変わっているため、事務局の方から改めて報告をお願いします。

事務局

変更の承認をいただけましたら県に上げて、先月審議した島津の案件が今回のことでストップしている状況ですので、その承認と完了届を出します。この前審議いただいた島津の別の件の

許可という流れになりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第5条の規定による許可の変更申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。
まずは地区担当の池田光一委員からご報告をお願いします。

地元委員 先程現地を確認された通り、特に問題は無いと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。

まずは地区担当の高崎洋介副会長からご報告をお願いします。

副会長 始末書が出ておりますが、他には特に問題は無いと思われま
るのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委
員は挙手願ひます。

委員 始末書におそらく印刷ミスだと思いますが、農地法第4条と書
いてあります。

事務局 これが本来なら●●●●さんが所有者だったので当時4条を
使って駐車場にしておかないといけないということで、始末書
としては4条ということになっています。

議長 ありがとうございます。他にはないでしょうか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 それでは付議案件④について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の27ページをお開きください。付議案
件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。
中間管理事業分で、今回は4件、面積3,733㎡についての
承認を求めます。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。
本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 それでは報告案件①と②について、先ほど現地確認を行いました
が、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですのでその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件について説明。

忘年会について説明。

農業会議北九州支部の研修会について説明。

農業祭について説明。

議長 それでは、その他の案件について皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、以上をもって、第5回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 0 時 3 0 分